

# ノンライセンス会員移行について

## ノンライセンス移行による会員サービスの変更点について

### 【1】会員サービス

ノンライセンス移行に伴い、下記の(1)と(5)～(8)が適用されません。USPTA も退会となります。

#### 会員規程 第15条

- (1) 取得した認定ライセンス又は、資格によりそれぞれの呼称を使用することができる。
- (2) 会員証が発行される。
- (3) テニス保険に自動的に加入となる。(保険料は本協会負担)
- (4) テニススクール共済制度に加入できる。
- (5) カフェテリアプランに加入できる。
- (6) 申請、認定を受けて、JPTA オフィシャルテニススクールの名称を使用することができる。
- (7) 申請、認定を受けて、JPTA 公認テニスアカデミーの名称を使用することができる。
- (8) 申請、認定を受けて、JPTA 公認専門学校の名称を使用することができる。
- (9) 慶弔見舞金制度により見舞金を受けることができる。
- (10) JPTA ホームページ上に写真とプロフィールを公開することができる。
- (11) JPTA (USPTA) マーク入りの名刺を使用することができる。(台紙有料)
- (12) JPTA オフィシャルグッズ、JPTA オリジナルグッズを会員価格にて購入できる。
- (13) 本協会主催のセミナー、イベント、コンベンション等に会員価格で参加できる。

(以上、平成23年度規程集 会員規程 第1章総則 第15条一部抜粋)

### 【2】年会費について

資格の更新料 (2,500 円) はいただきません。

※シニア会員の場合は、更新料はいただいております

### 【3】会員証、認定証について 後日、ノンライセンス会員カードをお送りいたしますので、

お手元にある会員カード と 認定証 をご返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、上記方法にて復活された場合は、会員カード、認定証は再発行いたします。

## 資格保有の復活について

1年間4ポイント取得の上で、復活申請書をご提出ください。

その後、理事会承認を経まして復活手続き費用 (5,000 円) 納入後、正会員に復活となります。

USPTA 会員については再入会が可能です。

(USPTA 資格登録料 : 7,500 円、USPTA 年会費 : 15,000 円)